

南島原市公告第6号

平成30年度南島原市お土産品開発業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告します。

平成31年1月11日

南島原市長 松本政博



1. 事業概要

(1) 業務名

平成30年度南島原市お土産品開発業務

(2) 目的

南島原市ならではの魅力あるお土産品を開発することで、国内外における南島原市の認知度および南島原市を訪問時の満足度を向上させるとともに、地域産業の活性化を図る。

(3) 業務内容

次の業務を行うことを基本とし、さらに、目的の達成のために効果的な企画や進め方等について積極的に提案・実施すること。

なお、業務の推進にあたっては、南島原市企画振興部商工観光課と連携して進めること。

1) 南島原市の新たなお土産品開発に係るブランド化戦略立案に関すること。

- ①南島原市の地域資源を活用した競争力のあるお土産品開発を前提に、ブランド化戦略を立案すること。
- ②ターゲットとする消費者、消費地等の市場動向を踏まえ、製造過程を検証し商品開発までに必要な情報の調査・収集を行うこと。
- ③ブランド化戦略のブランドコンセプトは、商品と一緒に地域性を売り出していくものであること。
- ④南島原市の公式キャラクターである「ベイガ船長」を積極的に活用すること。
- ⑤販売価格が安価で、気軽に購入できるものとする。

2) ブランド化戦略に基づき、試作品を製造すること。

(4) 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

(5) 事業費（上限額）

1,080千円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

日本国内に事業所を有し、次の項目に該当しないこと

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- (2) 南島原市から指名停止を受けている、又は受けることがあきらかであるもの
- (3) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがながされているもの（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (4) 最近 1 年間の都道府県民税、市区町村民税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
- (5) 提案書の提出期限の日までの 6 ヶ月間において、手形交換所で不渡手形若しくは、不渡り手形を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があるもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

※なお、応募後、契約締結日までの間に、これらのいずれかに該当することとなった場合、応募は取り消される。

3. 選定方法

平成 30 年度南島原市お土産品開発業務委託業者選定委員会において、参加表明者から提出された提案書や実施するヒアリング及びプレゼンテーション（平成 31 年 2 月 12 日予定）等により評価及び審査し、選定する。

なお、ヒアリング及びプレゼンテーションは、参加表明者の中から書類審査により 3～5 業者を選定する。ただし、同評価の提出者が 5 者を超えて存在する場合にはこの限りではない。

4. 応募方法

- (1) 担当部局（応募書類の提出先及び問い合わせ先）

南島原市 企画振興部 商工観光課

所在地：〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊 96 番地 2

電話：0957-73-6632

FAX：0957-82-3086

メール：kankou@city.minamishimabara.lg.jp

- (2) 応募書類等の配布

公告の日から平成 31 年 1 月 24 日（木）の 12 時 00 分まで、上記 4（1）及び市ホームページにおいて配布する。

- (3) 応募書類の提出方法

①参加表明書

平成31年1月24日（木）12時00分までに持参、郵送又はFAXにより提出すること。

②提案書

平成31年2月1日（金）12時00分までに持参又は郵送により提出すること。

なお応募要領や業務委託仕様書の内容に質問がある場合は、平成31年1月24日（木）12時00分までに、メール又はFAX（任意様式の書面）により提出すること。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書等の作成、提出及びヒアリング（プレゼンテーション）などに要する経費は、提案者負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とする。
- (4) 提案書の提出後において、原則として提案書に記載された内容の変更を認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提案書に記載した担当予定者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (6) 提出されたすべての書類は返却しない。